

保険金区分 6000万円と7000万円新設

契約者の備え手厚く支援

建設業福祉共済団（茂木繁理事長）は、年間完成工事高契約の最高補償額に当たる保険金区分に、6000万円と7000万円を新設する。ここ数年、建設労働者の賃金が上昇しており5000万円以上の示談金の支払いが急増。6000万円や7000万円が頻発している状況を踏まえ、契約者の備えを手厚く支援する。保険金区分の新設は2026年度から実施する予定だ。

福祉共済団

福祉共済団は補償額が足りず契約を解消するケースや、契約者が補償額の資金繰りに苦勞する事態を可能な限り防止したい考え。

茂木理事長は「いざという時に補償額が不足して役に立たない保険では意味がなく、保険の役割である安心を届けることもできない。いくら安い保険を提供することで公益性が認められていても肝心の補償額が足りず相対的に高い保険にも入らざるを得ないよつて

0万～4000万円の粗利益が毎年6億～10億円ある。こうした結果を踏まえ、新区分の新設・販売は問題なしと判断した。

福祉共済団は保険金区分の最高額を改正し、9月17日の臨時理事会と評議員会で承認した後、厚生労働省や国土交通省に認可申請の

手続きを行う。保険金区分を新設しても示談金が足りないケースが存在するが、毎年、共済団が実態調査を行い、8000万円以上が頻発することがあればその都度申請するという。

茂木理事長は「認可されると、他の保険とほとんど遜色のない本格的な保険サービスが提供できることになり、建設共済保険は新時代を迎えることになる」と語った。

は公益性を十分に果たしているとは言い難い」と指摘する。

福祉共済団は保険数理上保険金区分の最高額を6000万円、7000万円に引き上げるのは妥当であるか検証。26～28年度の3年間で、保険金区分5000万円は700件に減少し、6000万円は488件、7000万円は336件となる見込み。粗利益率は37～46%の水準で収益性は確保され、保険金区分100



示談金が上昇傾向

14～23年度保険金支払い状況

福祉共済団調べ

建設業福祉共済団（茂木繁理事長）の調査によると、過去10年（2014～23年度）に支払われた保険による示談金の最高額は1億3769万円だった。示談金が5000万円を超えたのは全体の17・2%。契約者が負担した示談金の97・5%は5000万円以内に収まっている。だが、8・6%は4000万円以上とな

っており、示談金は年々上昇傾向にある。賃金の上昇は建設業でも顕著であり、高額示談に備えた対策が求められている。

過去10年の保険金支払いによる示談金の内訳を見ると、示談件数は290件で、うち198件は給付理由が「死亡」だった。示談件数290件のうち、4000万円以上は25・3%に当た

る。示談金の合計額で5000万円以上の割合は19・7%（137件中27件）に上り、被災者1人当たりの平均支払額は3021万円になっている。福祉共済団が保険金を支払った全730件のうち、被災者に5000万円以上が支払われた事例は54件あった。その中で契約者が実際に負担した最高額は20年度の1億3769万円。次いで1億1700万円、8200万円、7000万円、6000万円（2件）と続いている。

福祉共済団は「賃金を基に示談が行われる以上、5000万円は通過点で少なくとも、6000万円以上に備える必要がある時代に入った」と指摘。保険金区分に6000万円と7000万円の新設を進めている。

労働者が受け取る平均賃金

公共工事設計労務単価は13年連続で上昇している。

る77件。内訳は4000万円以上5000万円未満27件、5000万円以上1億円未満46件、1億円以上4件だった。

直近5年（19～23年度）に限定すると、関係事業所



保険金区分

6000万、7000万円新設

建設業福祉共済団

26年度運用開始へ



茂木理事長

建設業福祉共済団（茂木繁理事長）は、建設共済保険の保険金区分を改正し、6000万円と7000万円の二つを新設する方針を固めた。被災者に支払われる示談金が近年急伸していることなどを踏

まえ、現行5000万円となっている最高額を引き上げる。茂木理事長は「2026年度からの実施に向けて監督官庁への申請準備に入る。認可されれば、ほかの保険と遜色のない本格的な保険サービスが提供できるよつになり、建設共済保険は新時代を迎える」としている。

7000万円を新設しても、共済保険運営に問題はないとの結論を得た。9月中に臨時の理事会と評議員会を開いて了承を得た上で、厚生労働、国土交通両省に認可申請する。福祉共済団によると、令和以降、示談金合計額も契約者負担額も急上昇している。直近5年間に、福祉共済団が契約者に支払った357事案のうち、契約者の最高負担額は

1億3769万円に上り、5000万円以上負担したケースは9件あった。元請けと下請けの間で契約者以外が5000万円以上負担した事例も8件あった。契約者が関係した事故で被災者に5000万円以上支払われたケースは30件となり、その前の5年間より増加している。

茂木理事長は「いざという時に補償額が不足して役に立たない保険では意味がない。また、安い保険を提供することで公益性が認められていても、肝心の補償額が足りずに相対的に高い保険に入らざるを得ないよつでは、公益性を十分に果たしているとは言い難い」とし、保険金区分の引

き上げで契約者の備えを手厚くする考えを示す。

現行水準では高額な補償を全て賄えず、その後に結果として共済保険に見切りを付けて解約したとみられるケースも出ている。

アクチュアリー検証結果では、過去の実績を基に推計すると、26―28年度までの3年間で、保険金区分5000万円は現在の約1050件から700件に減少する一方、新設する6000万円が488件、7000万円が336件になると見込んでいる。保険金区分の引き上げは、福祉共済団が当面の目標とする掛け金収納額40億円の達成にも寄与しそうだ。

